

# 地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

令和4年1月14日、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会が発足し、地方制度のあり方について調査審議が進められている。

我々町村議会にとっては、議員のなり手不足が深刻な課題となっており、これを克服し議会を活性化させるには、多様な人材が議会に参画するための環境整備を図らなければならない。

そのためには、地方自治法に地方議会の位置付けや地方議会議員の職務等を明確に規定することにより、団体意思を決定し、住民の代表者としての責務を果たすという議会・議員の役割をはっきりと示すことが極めて重要である。

このことは、議会・議員の活動の根拠となり、住民から理解を得る契機となるとともに、女性や若者など多様な人材の議会への参画につながるものと考えらる。

加えて、立候補に伴う休暇制度の創設や低額な町村議会の議員報酬の改善など立候補を阻害する要因を取り除き、志を抱く誰もが議員として活躍できるための環境を整備するとともに、多くの住民の声を反映した議会審議を行うため、議会のデジタル化に向けた取組などを積極的に推進することが必要である。

こうしたことから、第33次地方制度調査会においては、特に重要かつ喫緊の課題である次の事項について、現場の町村議会の声を十分に踏まえながら、早急に審議を進め、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等を早期に実現するよう強く求める。

- 1 議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 4 低額である町村議会の議員報酬の改善に向け、町村に対する地方財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 5 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

以上、決議する。

令和4年5月31日

全国町村議会議長会  
都道府県会長会